

地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書

地上デジタルテレビ放送については、視聴可能地域が広がってきており、関係者においては、平成19年11月に策定された「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」に基づき、平成23年7月のアナログ放送終了期限に向けた取組が現在進められている。

しかしながら、これまで7次にわたり策定された行動計画により、関係者が一体となって地上デジタルテレビ放送の普及に取り組まれてきたものの、残された期間において地上デジタルテレビ放送への完全移行に当たっては、多くの課題が指摘されている。

とりわけ、視聴者の負担問題については、経済的理由等によりデジタル放送を視聴するための機器が購入できないいわゆる「経済弱者」への支援策を講じることが求められおり、また、地上デジタルテレビ放送について一層の周知を図っていくことも必要である。

よって、国におかれては、平成20年度予算案に計上された地上デジタルテレビ放送関係予算の着実な執行と併せ、下記事項について、国を挙げて取り組んでいただくよう強く要望する。

記

- 1 視聴者側の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に進めること。特に、経済弱者への支援策について、早急に内容を検討し決定すること
- 2 今後、地上デジタルテレビ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、各県ごとに「地域相談・対策センター」を整備し、一層の周知と地域の事情に即した受信相談に対応できる体制を確保すること。
- 3 デジタル中継局整備や辺地共聴施設整備について、地方自治体の過度の負担とならないよう放送事業者等との調整を図るとともに、地方自治体が負担する場合の支援策についても新設を含め拡充すること。
- 4 山間部など地理的条件によって難視聴となる地域の実情を考慮の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。
- 5 高層建築物等による受信障害のある地域についても、良好な受信環境の整備を図り、視聴者間の不公平が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月19日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	河 野 洋 平 様
参 議 院 議 長	江 田 五 月 様
内 閣 総 理 大 臣	福 田 康 夫 様
総 務 大 臣	増 田 寛 也 様